（略）	（略）
七―ブロモ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン、その塩類及びこれらを含有する物	三〇〇mg
二―ブロモ―四―（二―クロロフェニル）―九―メチル―六Ｈ―チエノ〔三・二―ｆ〕―ｓ―トリアゾロ〔四・三―ａ〕〔一・四〕ジアゼピン（別名ブロチゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	一五mg
七―ブロモ―一・三―ジヒドロ―五―（二―ピリジル）―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ブロマゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	四五〇mg
十―ブロモ―十一ｂ―（二―フルオロフェニル）―二・三・七・十一ｂ―テトラヒドロオキサゾロ〔三・二―ｄ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―六（五Ｈ）―オン（別名ハロキサゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	三〇〇mg
（略）	（略）
三―〔（α―メチルフェネチル）アミノ〕プロピオニトリル（別名フェンプロポレクス）、その塩類及びこれらを含有する物	三六〇mg
三―（α―メチルフェネチル）―Ｎ―（フェニルカルバモイル）シドノンイミン（別名メソカルブ）、その塩類及びこれらを含有する物	九〇〇mg
（略）	（略）
二―メチル―二―プロピル―一・三―プロパンジオールジカルバミン酸エステル（別名メプロバメート）、その塩類及びこれらを含有する物	一八g

別表第二（第四十四条関係）

一　（略）

二　バルビタールとして二〇％以下を含有し、かつ、血清を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして一〇〇mg以下を含有するもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。）

三　バルビタールとして二〇％以下を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして一〇mg以下を含有するもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。）

四　バルビタールとして五〇％以下を含有し、かつ、血清を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして一〇mg以下を含有するもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。）

五　バルビタール及びヨウ化アセチルコリンを含有する物であつて、一個中バルビタールとして一〇mg以下を含有するもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。）

六・七　（略）

（略）	（略）
七―ブロモ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン、その塩類及びこれらを含有する物	三百mg
二―ブロモ―四―（二―クロロフェニル）―九―メチル―六Ｈ―チエノ〔三・二―ｆ〕―ｓ―トリアゾロ〔四・三―ａ〕〔一・四〕ジアゼピン（別名ブロチゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	十五mg
七―ブロモ―一・三―ジヒドロ―五―（二―ピリジル）―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ブロマゼパム）、その塩類及びこれらを含有する物	四百五十mg
十―ブロモ―十一ｂ―（二―フルオロフェニル）―二・三・七・十一ｂ―テトラヒドロオキサゾロ〔三・二―ｄ〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―六（五Ｈ）―オン（別名ハロキサゾラム）、その塩類及びこれらを含有する物	三百mg
（略）	（略）
三―〔（α―メチルフェネチル）アミノ〕プロピオニトリル（別名フェンプロポレクス）、その塩類及びこれらを含有する物	三百六十mg
三―（α―メチルフェネチル）―Ｎ―（フェニルカルバモイル）シドノンイミン（別名メソカルブ）、その塩類及びこれらを含有する物	九百mg
（略）	（略）
二―メチル―二―プロピル―一・三―プロパンジオールジカルバミン酸エステル（別名メプロバメート）、その塩類及びこれらを含有する物	十八g

別表第二（第四十四条関係）

一　（略）

二　バルビタールとして二十％以下を含有し、かつ、血清を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして百mg以下を含有するもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。）

三　バルビタールとして二十％以下を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして十mg以下を含有するもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。）

四　バルビタールとして五十％以下を含有し、かつ、血清を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして十mg以下を含有するもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。）

五　バルビタール及びヨウ化アセチルコリンを含有する物であつて、一個中バルビタールとして十mg以下を含有するもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。）

六・七　（略）